

障害福祉サービス（介護・訓練等給付・相談支援 等）利用の案内

1 事業目的

障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。

2 対象者

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者（高次脳機能障害、発達障がい者含む）
- (4) 難病等患者
- (5) 障がい児

3 利用者負担

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0 円
一 般 1 (18 歳未満)	障がい児 市民税課税世帯（所得割 2 8 万円未満）	4, 6 0 0 円
一 般 1 (18 歳以上)	市町村民税課税世帯（所得割 1 6 万円未満）※ 入所施設利用者（2 0 歳以上）、グループホーム利用者は一般 2	9, 3 0 0 円
一般 2	上記以外	3 7, 2 0 0 円

※同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等に、利用者負担の軽減があります。

種 別	世帯の範囲
1 8 歳以上の障がい者 (施設に入所する 1 8、1 9 歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する 1 8、1 9 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

4 主なサービス種類

(1) 障がい者

①介護給付

居宅介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、施設入所支援、など

②訓練等給付

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立訓練、共同生活援助、など

③相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

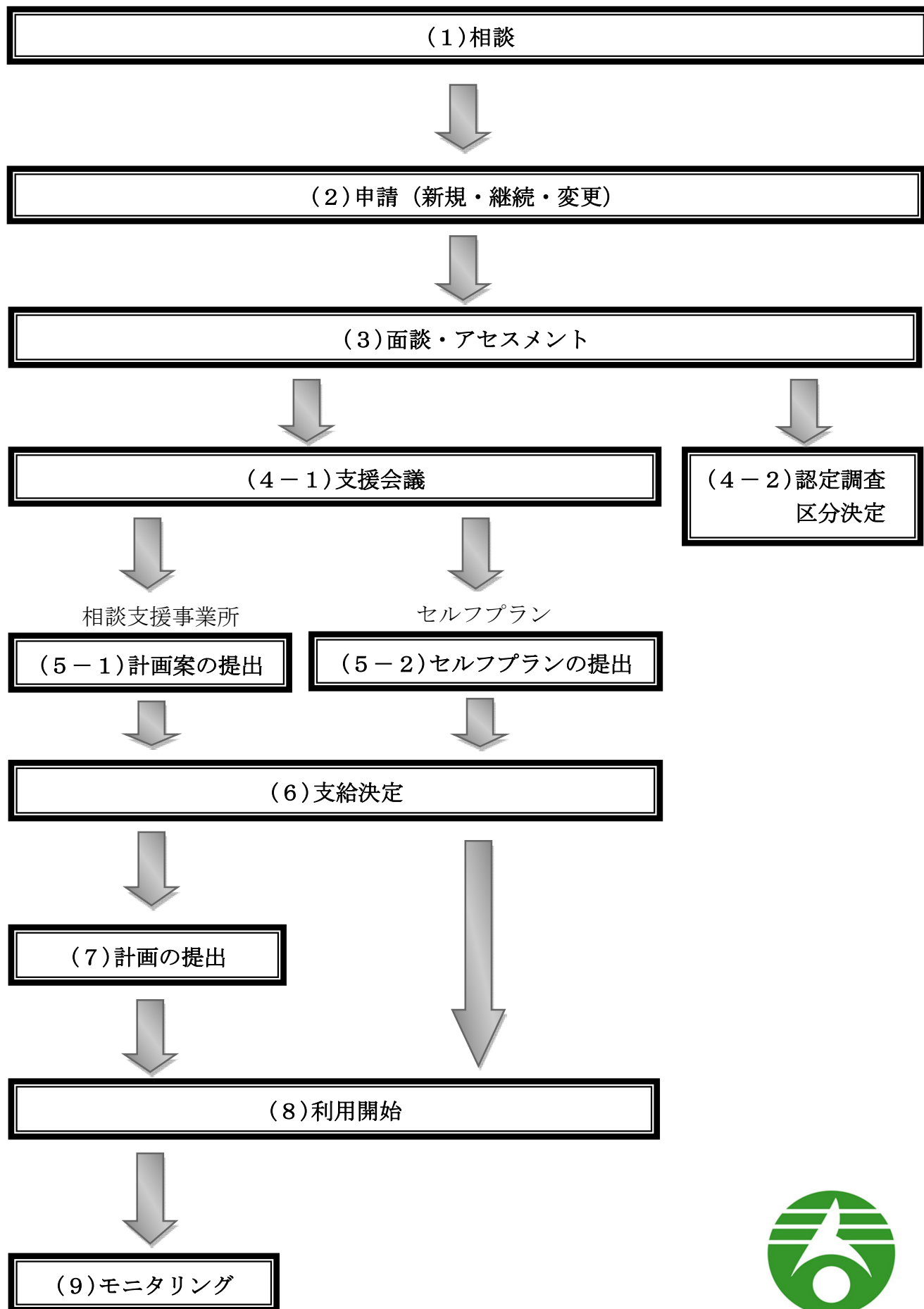
(2) 障がい児（※障がい児であっても必要性が認められれば介護給付を受けることができます。）

①障がい児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、など

②相談支援

5 サービス利用開始までの流れ



- (1) 市（障がい者支援課または支所福祉・健康保険担当）の窓口で相談します。
市は相談を受け付けるとともに制度案内を行います。
- (2) 市（障がい者支援課または支所福祉・健康保険担当）の窓口で申請します。
市はサービス利用対象者かを確認します。
- (3) 市はサービス利用までの流れ等について説明します。また、申請者等のニーズについて聞き取り（アセスメント）を行います。予約が必要です。
担当ケースワーカーに連絡してください。担当は_____です。
- (4) 市は面談内容等を勘案し、今後の援助方針等を策定するため支援会議を実施します。また、利用するサービスによっては障害支援区分の認定が必要です。
市が調査等を行い、障害支援区分を決定します。障害支援区分の決定には1～2か月程度かかります。
- (5) 市はサービス等利用計画案を提出していただくよう依頼します。計画案は指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。事業所は原則ご自身でお選びいただき契約しますが、自分で選ぶことが難しい場合は、市に事業所選びの援助を依頼することができます。なお、希望される場合はセルフプランの提出が可能です。
- (6) サービスの支給決定後、支給決定通知書及び受給者証を送付します。
- (7) 指定特定相談支援事業所に計画案の作成を依頼した場合、事業所は計画の妥当性等について検討するため、関係機関を集めてサービス担当者会議を開き計画を完成させます。利用者の同意を得た後に、利用者及びサービス提供事業所等に交付し、その写しを市へ提出します。
- (8) 支給決定サービスを提供する事業所と利用契約を結び、サービスの利用を開始します。なお、利用開始日は原則、月の初日からになります。申請日が1日～15日であれば翌月1日から、16日～月末であれば翌々月1日からとなります。
- (9) 指定特定相談支援事業所は、定められた月ごとに利用者の居宅等を訪問し、心身の状況、生活環境、サービスの利用状況等を確認しのうち適切な助言等を行います（モニタリング）。

6 サービス申請に必要な書類（※マイナンバーカードなど本人確認書類のほか必要な書類を以下に記載）

（１）新規申請のとき

- ・ 申請書類一式
- ・ サービス等利用計画案またはセルフプラン（※市から依頼後に提出してください。）
- ・ 障害者手帳、自立支援医療（精神通院受給者証）、特定医療費（指定難病）受給者証、医師の診断書など、サービス利用対象者であることが分かる書類

（２）更新申請のとき

- ・ 申請書類一式
- ・ サービス等利用計画案またはセルフプラン
- ・ 利用状況報告書（※セルフプランの方のみ）
- ・ 医師の診断書（※診断書で利用対象者の確認を行った方のうち次年度に小・中・高校入学する方のみ）

（３）変更申請のとき

- ・ 申請書類一式
- ・ サービス等利用計画案またはセルフプラン
- ・ 変更前のサービス利用受給者証



※申請書類一式、サービス等利用計画案、セルフプラン、利用状況報告書は市のホームページからダウンロードできます。

7 届出が必要な事項

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ☐ 受給者が死亡したとき | ☐ 受給者の氏名・住所を変更したとき |
| ☐ 生活保護を受給したとき | ☐ 市外に転出するとき |
| ☐ 受給者証を紛失したとき | ☐ 世帯構成に変化があったとき |

《 お 願 い 》

- ・ 申請から利用開始までは約１～２か月程度かかる場合があります。余裕をもって申請していただきますようお願いします。
- ・ サービス利用に関することや、その他の相談は地区担当ケースワーカーにご連絡いただき、来庁される際は必ず予約をしていただきますようお願いします。

お問い合わせ先

春日部市 障がい者支援課 障がい者支援担当

電 話 ０４８－７３６－１１３１

FAX ０４８－７３３－０２２０

庄和総合支所 福祉・健康保険担当

電 話 ０４８－７４６－９７０２

FAX ０４８－７４６－４７９７

250401

